

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の4のとおり提出することができます。

平成27年3月17日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 学校法人 二本松学院
- (2) 代表者の氏名 理事長 新谷 秀一
- (3) 主たる事業所の所在地 京都府南丹市園部町小山東町二本松1-17

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想
- (2) 種類
建築基準法第2条第1項に規定する建築物の新築の事業
- (3) 規模
延べ面積 最大約12,000㎡

3 配慮書案の縦覧の場所，期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成27年3月17日から同年4月16日まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 配慮書案のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから，配慮書案を閲覧することができます。

[URL](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000179881.html) <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000179881.html>

4 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

平成27年3月17日 から 同年4月16日 まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)